

日本エネルギー法研究所季報

JAPAN ENERGY LAW INSTITUTE QUARTERLY BULLETIN



第288号

【目 次】

電力経営主体に関する史的覚書―国営化と地域振興…………… 1	研究班の動き…………… 9
齋藤 誠	研究報告書の公開…………… 10
経過措置料金規制に係る現状の評価と課題…………… 5	所員の異動…………… 11
加藤 衣織	新着図書案内…………… 11

電力経営主体に関する史的覚書 ―国営化と地域振興

東京大学大学院法学政治学研究科教授 齋藤 誠

はじめに―古川隆久著『皇紀・万博・オリンピック』から

電力供給のあり方については、電力自由化の潮流のなかで、多様化も進展している。そのなかで、地産地消電力の推進や、再生可能エネルギーの地域との共生など、地方自治体と電力供給の関わりについても新局面が登場・展開している。

ところで、近現代公法の歴史化（歴史のなかに位置付けること）、特に「インフラ行政法」との関係で近時読んだ、古川隆久著『皇紀・万博・オリンピック―皇室ブランドと経済発展』に、電力経営と府県行政に関わる興味深い記述を見出した¹。以下、この記述を手がかりに、電力供給主体と地域振興の関係について振り返ってみたいのだが、同書には、それ以外にも、色々と蒙を啓かれるところがあった。そこで、同書自体の紹介からはじめる。

なお、本稿は、史的覚書と題するものの、筆者の関心からの読書ノートで、断簡にとどまることをあらかじめお詫びする。

1. 皇紀の記念プロジェクトと推進主体

様々な記念年を機に、イベントを企画し、実施することは、今日でも公私色々な組織で行われている。例えば、インフラ関連では、近いところだと郵便事業創業150周年（2021年）、東海道新幹線開業60周年（2024年）という記念年があった。古川著が考察の中心に据えるのは、「皇紀二六〇〇年」を記念した「国家イベント」である。

1872年（明治5年）に、太政官布告によって「皇紀」（神武天皇紀元）が紀年法として定められて以来、その節目節目に、多様なプロジェクトが企画・立案された。

紀元二五五〇年（明治23年）の記念として、樞原神宮が創建され、戦場での武功を表彰する金鵄勲章が創定された。あわせて「大垂細垂博覧会」も企画されたが、財政事情もあって実現は見なかった（同書第一章）。日露戦争の戦勝を機に、「日本大博覧会」が東京青山を会場に実施の途についた（帝国議会での予算議決、東京市の負担金受入れ、そして民有地への土地収用法の適用等々）ものの、1908年、第二次桂内閣は「財政整理」を理由に、これを五年延期とし、次いで1911年に第二次西園寺内閣が中止を決定した（第二章）。

そして、より大きな節目である、紀元二六〇〇年（昭和15年）に向けて、オリンピックの招致、万博の開催など、大規模なプロジェクトが動き出した（第三章）。このプロセスで印象に残るのは、第一に、それぞれの企画、そして当該記念年と企画の連結は、中央政府が上から体系的に計画したものではないということである。オリンピックの招致との連結は、1930年（昭和5年）、東京市長永田秀次郎が、渡欧するスポーツ界関係者に欧州での動向調査を依頼したことが起点になった。万博については、民間で結成された「博覧会倶楽部」が中心になって、当初は1935年開催を目指していたが、不景気等の理由で延期論が強まり、阪谷芳郎（元蔵相、元東京市長、貴族院議員）が中心となって、紀元二六〇〇年開催を打ち出した²。

このような動向を受けて、1935年10月、岡田内閣に「紀元二千六百年祝典準備委員会」が設置され（阪谷も委員となった）、樞原神宮の拡張整備、万博の開催など6つの奉祝記念事業が決定された。

第二に、プロジェクトは、いずれも経済指向が顕著だったことである。万博の場合も、大きな潮流としては、恐慌対策・国際収支改善策としての「外客誘致」の諸政策－1930年「国際観光局」設置、1931年「国立公園法」制定、1933年からの国の融資による外国人向けホテルの建設など－のなかにあった（同書75頁以下）。

また、微視的に見れば、万博会場予定地として、阪谷と関係の深い、東京湾埋立株式会社所有の埋立地（「[同]社が造成して売却できずに困っていた土地」（82頁））の活用が図られるなど、商魂たくましい？企画が、記念年による国家・国民統合の旗

の下で、ことの実質をなした。

2. 宮崎県における県営水力発電所建設

1937年の日中戦争勃発、そしてその長期化によって、国レベル、そして帝都東京における各種記念事業は縮小、撤退を重ねた（1938年7月、近衛第一次内閣が、オリンピック返上と、万博延期を決定）。引き続き実施されることとなった事業も、戦時下における国民動員の色彩が強まった。地域における各種の社会資本整備事業についても、住民の寄附金や勤労奉仕により担われるものが多かった（第四章）。

そのなかで、宮崎県は「奉祝の動きを利用して、全国でも有数の規模で地域経済の振興に乗り出すことに成功した」³。宮崎神宮の拡張整備や、「八紘之基柱」の建設とともに、そこに登場するのが、県営水力発電所の建設である。小丸川流域での開墾計画とセットになった河川開発の一環で、この時期には、第一次近衛内閣が電力国家管理法案を帝国議会に提出していたにもかかわらず⁴、建設のための起債が許可された。

古川著は、この「異例の措置」も含め、事業推進は、相川勝六知事の手腕によるところが大きいと位置付ける（第四章6）。内務省警保局系の官僚としての相川の軌跡はそれ自体興味深いものがある。他方で、同事業の端緒なり発想なりは、時代を遡る。宮崎県において、県による水力発電事業の経営について、県議会で建議がなされたのは、1918年（大正7年）である。県によるプロジェクトを、国における水力発電事業の政策的、法的位置付けの文脈に、より長いスパンで布置することも有益であろう。

実定法制の展開を子細にフォローする暇も紙幅もないので、以下では、明治末年来の水力電力事業の発展に（も）事績を挙げ、なおかつ昭和期における電力国営化にも関わる人物－後藤新平－に着目する⁵。後藤は、その最晩年にしたための電力国有化に関する提言において、水力発電の法整備についても遡って語っているので、こちらから見ていく。

3. 後藤の「三大遺言」⁶

後藤は、現今の世界情勢から改めて注目されている、その対ロシア・ソビエト外交だけでなく、鉄道、都市計画、震災復興など近代日本のインフラ整備に

大きな足跡を残した。

この文書で後藤は、「自然科学者として身を起し、社会科学勃興期に行政官であったという経験は、余に、近代国家生活の根幹が科学的行政であることを痛感させた」として、「余の過去五十年の公生涯は単に、どのようにこのような思想を実際の政治行政上に実現すべきかにあった」という。

工場法、疾病保険法、阿片法等において、「総合的科学政治」の「一端を実現することができた」。しかし、後藤は自らが「創始」した「水力電気法」（実定法の名称としては、「電気事業法」（1911年））については、そうではないと自己評価する。

「何故に所期の目的に背反したと言うかといえ、今日の日本において、不統一な水力電気事業発達の結果、電力に余剰を生じたなどということは、科学的政治の根本に乖離するものだからである」。そして、現在の「国内経済更新の要諦は、国民経済生活の全般にわたる有機的体系を確立することである」として、次の三案を提言する。

「一、電力国营 二、保険国营、三、アルコール含有飲料国营」

「上記三案は、一方において国民各個人の生活基調を安泰にする効果があると同時に、他方で恒久的財源を国庫に提供し、国家財政の基礎を強固にする因となるため、現下の日本の経済的危機を救済し、昭和維新の端緒を開くものであると信じる」⁷。

そして、後藤は、同郷の知友斎藤実（当時は朝鮮総督、後に首相）と菅原通敬（当時は貴族院議員、元大蔵次官）に、この策の実現を「遺囑」した。

電力国家管理法が成立したのは、1938年、第一次近衛内閣においてであって、この「三大遺言」からは、9年余を経ている⁸。鶴見が『正伝』を執筆したのは、法案に向けての議論が具体的に進んでいた時期であり、その見立ては、この国策案だけでなく、そもそも、明治期に遡る後藤主導の水力電気の大調査が基礎となって、水力発電の発展を見、ひいては「今日の電力国营案を導き出す契機となった」というものである⁹。

4. 水力発電の先駆者として

「三大遺言」で述懐しているように、「水力電気法」を創始したのは、第二次桂内閣（さきに見たよ

うに、財政整理を理由に日本大博覧会の延期を決定した内閣でもある）の通信大臣時代の後藤である。通信省所管の政策と現業の幅広い分野において、実現しなかったものも含め、後藤はプロジェクトリーダーとしての才を発揮した。『正伝5』は、やはり「政治及び行政に科学的基礎付けをする」という後藤の立ち位置から、通信大臣時代の事績のうち「発電水力の大調査」と「電気事業法の制定」にも紙幅を割いている。後藤は、台湾民政長官時代に、大規模な水力工事を実施し、成果を挙げていた。明治40年代の日本は資源小国であり、電気事業は水力も含め微弱であったところ、後藤は、産業化における電気事業の重要性に着目していた。

「そもそも国民の経済的活動は、宇宙に尽きない自然力を開発利用して、それによって産業振興の源泉を養い育てることにより促進されることは、もとより言をまたないのであって、電気事業、ことに最近発達しつつある水力電気事業にいたっては、実に一般産業を振興させるのに二つとない源泉である」¹⁰。

しかし、当時の日本においては、水力発電地点の適地を見出すための河川の十分な調査がなされないままに、若干の水力発電所が設置されていたにとどまる。そこで後藤は、全国における主要河川550の水利調査を立案した。

国家的プロジェクトにおいて後藤が重視する「大調査」という手法は、多額の費用を必要とすることもあって、なかなか周囲の理解を得られないことも多かったが、この水利調査も、予算の削減や内閣の交代による中止等、紆余曲折を経て縮小を余儀なくされた。しかし、この事業が「全国における水力地点分布の情態を明らかにし」、これを基礎として「その後の日本の驚くべき電力事業の発達が生じた」¹¹。さらに、電力事業に適用されるルールについても、従来の「省令をもって発布された極めて貧弱な内容を有する『電気事業取締規則』」、に代わる、「電気事業法」が後藤のもとで立案され、成立した（1911年）。鶴見は、電力事業の発達・育成のための法律制定という面を特筆しているが、それは、料金認可制（6条）という政府原案に頭れるように、国によるコントロールに裏打ちされたものであった。同条項は、衆議院における政友会を中心

とした反対、貴族院での原案支持という意見の不一致から、両院協議会の議を経て、主務大臣が公益上必要と認める場合の命令権の規定に修正の上、成立した¹²。

むすびにかえて

次の課題は、後藤の側から見た、この明治末年以来の水力電力事業の展開と昭和期の国営化論への連動を、実際の政策過程と実定法制のうちに位置付け、さらに、宮崎県における県営水力発電事業の特徴をその潮流のなかに布置して、1938年段階での事業実施の「特異性」を検証することである。紙幅が尽きたことでもあり、他日を期したい。

【注】

¹ 古川隆久『皇紀・万博・オリンピックー皇室ブランドと経済発展』（吉川弘文館、2020年）。同書は、「読みなおす日本史」としての復刊。1998年に中公新書として刊行されたものに、著者による補論が付されている。

² 万博の財源に「割増金抽選券付回数入場券」の発行をもって宛てることも含め、記念事業への阪谷の関与については、西尾林太郎『阪谷芳郎』（吉川弘文館、

2019年）246頁以下、257頁以下も参照。

³ 古川・前掲注(1)151頁。

⁴ 同内閣のもとでの国家総動員体制の形成と電力管理、そして企業形態のあり方の関係については、魚住弘久『公企業の成立と展開』（岩波書店、2009年）33頁以下も参照。

⁵ 筆者は、後藤の地方自治論について考証を加えたことがある。斎藤誠「地方自治の法的構造—その史的前提」後藤・安田記念東京都市研究所編『都市の変容と自治の展望』（2022年）93頁以下。後藤の事績については、同掲記の参考文献を参照。その後の文献から、筒井清忠『天皇・コロナ・ポピュリズム』（筑摩書房、2022年）第7章を掲げる。以下は、鶴見祐輔著一海知義校訂『正伝・後藤新平5・8』（藤原書店、2005年、2006年）を対象に、後藤の側から見た史料の紹介と読解にとどまる。

⁶ これは、後藤の提言書に編者鶴見が付したタイトルである（「一大国策案」とも名付けている）。鶴見・前掲注(5)『正伝8』659頁。原文も採録されているが、読みやすさを考え、一海知義氏による注釈文から引用する。

⁷ 以上は、同上660頁以下。

⁸ 古川隆久『近衛文麿』（吉川弘文館、2015年）128頁以下を参照。

⁹ 鶴見・前掲注(5)『正伝5』123頁。

¹⁰ 同上、114頁。

¹¹ 同上、123頁。

¹² 同上、123頁以下「四 電気事業法の制定」。

経過措置料金規制に係る現状の評価と課題

研究員 加藤 衣織

1. 問題の所在

2016年4月の小売全面自由化に伴い、低圧需要家向けの電力供給に関して、旧一般電気事業者（以下「旧一電」という）による「規制なき独占」により不当に料金が引き上げられ、需要家の利益を害することが懸念された。この懸念を踏まえ、競争が進展するまでの当分の間の経過措置として、自由化以前と同様の規制料金（以下「経過措置料金」という）が維持されることとなった（電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号、以下「平成26年改正電気事業法」という）附則16条）。

この経過措置料金は、当初は存続期間が2020年3月末までとされていたが、未だ十分に競争が進捗しているとはいえないとして、現在も全国すべての地域において存続されている。2024年7月時点で、低圧分野における新電力の市場シェアは約26.8%に達しているなど¹、一定の競争の進展が見られるものの、経過措置解除の判断にあたり実施された競争評価²においては、競争圧力が不十分であること、電源アクセスが不平等であること等が指摘され、経過措置の継続に至っている。

経過措置料金は、需要家保護の目的で設けられたものであり、規制の解除にあたっては慎重な判断が必要となる。しかしながら、近年においては、経過措置料金と自由料金の併存による競争環境の歪みや、本来想定されていなかった社会福祉的な役割を担う状況等が発生しており、制度の仕組みや存続の可否について再検討が求められている。

そこで本稿では、経過措置料金に係る議論状況を概観し、競争評価の妥当性や規制解除後における需要家保護策について検討を行う。

なお、本稿の意見については、筆者の個人的見解であり、あり得べき誤りは全て筆者個人に帰属するものである。

2. 経過措置料金規制に関して生じている課題

経過措置料金と自由料金の併存は、競争環境の歪

みをもたらし、市場の健全な発展を妨げる要因となっている。具体的な課題として、以下の点が挙げられる。

まず、価格の歪みが指摘される。経過措置料金は、消費者保護の観点など政策的な目的で低水準に抑えられており、燃料調達価格の変動など実際の供給コストを適切に反映できない場合がある。特に、2022年～2023年の燃料価格高騰時には、経過措置料金が自由料金を下回る事態が生じ、旧一電は経過措置料金について、逆ザヤでの供給を余儀なくされた。また、新電力の中には経過措置料金を参考とした料金体系を採用する者も多く、当該事業者は旧一電と同様の状況に陥ることとなった。これにより、旧一電、新電力ともに収益が圧迫され、特に新電力については、経営悪化により市場から撤退する事例も相次いだ。

また、競争促進の阻害についても大きな課題となっている。上記の燃料価格高騰の局面において、新電力等が提供する自由料金（特に市場連動型の料金メニュー）は市場の動向に応じて高騰した。一方で、経過措置料金は安く据え置かれたため、低廉な経過措置料金が自由料金への移行を妨げ、その結果、新電力の市場拡大が阻害された³。実際に、低圧分野における旧一電から新電力へのスイッチング件数は2022年4月以降急激に低下し、結果、全面自由化以降順調に増加を続けていた新電力の市場シェアは、2022年8月にピークを迎え、以降はそれ以前のような伸びが見られていない。

さらに、経過措置料金は当初、市場競争の推進を目的として導入されたものであるが、近年では物価抑制や社会福祉的な側面が強調されるようになっており、「『規制なき独占』を防止するために設定された経過措置料金に社会政策的役割を担わせるのは本来、適切でなく、その役割は国が果たすべき」といった指摘もなされている⁴。

3. 規制解除に係る評価とその妥当性について

(1) 解除基準および現状の評価

経過措置料金規制については、電気の経過措置料金に関する専門会合により解除基準が定められている⁵。そして、年に一度、電力・ガス取引監視等委員会において、当該基準に基づく競争状況の確認が行われており、現時点では経過措置の解除は適当でないとの評価がなされている。しかしながら、当該競争評価の妥当性については検討の余地があると思われるため、ここではまず、下記 a～c のとおり、解除基準および直近行われた2024年6月時点の電力・ガス取引監視等委員会による競争評価⁷について確認する。

a. 消費者等の電気の使用者の状況

第一に、「当該供給区域に係るみなし小売電気事業者によって小売供給に係る料金の値上げその他当該供給区域の電気の使用者の利益を阻害するおそれがある行為が行われた際、当該供給区域の電気の使用者が当該みなし小売電気事業者以外の小売電気事業者から小売供給を受けようとする蓋然性（消費者等の電気の使用者の状況）」について、電力自由化の認知度やスイッチングの動向が評価指標となっている。

この点については、2024年3月時点で調査対象者の約9割が電力自由化を認知していること、経過措置料金から自由料金へのスイッチング割合は、足元では伸びが鈍化しているものの、長期的には増加傾向にあることから、いずれの区域においても一定の充足が認められると評価された。

b. 競争圧力

第二に、「当該供給区域における小売電気事業者間の競争関係によって、当該供給区域に係るみなし小売電気事業者が小売供給に係る料金の値上げその他当該供給区域の電気の使用者の利益を阻害するおそれがある行為を行うことが十分に抑制される蓋然性（競争圧力）」について、シェア5%以上の有力で独立した競争者が区域内に2者以上存在するかが評価指標となっている。

この点については、評価対象となった2024年3月時点において、北海道・東京・中部・関西・沖縄の5区域において、シェア5%を超える事業者が1者は存在するものの、2者以上存在する区域はなく、す

べての区域において未達成と評価された。

c. 競争的環境の持続性

第三に、「当該供給区域における小売電気事業者間の適正な競争関係が長期的に継続する蓋然性（競争的環境の持続性）」については、電力調達条件が大手電力小売部門と新電力との間で公平であるかどうか、旧一電各社による内外無差別な卸売のコミットメントをもとに、その取組状況を確認する形で評価が行われている。

この点については、北海道・北陸・関西・中国・四国・沖縄エリアにおいては一定の充足が認められるが、東北・東京・中部・九州エリアにおいては不十分であると評価された。

(2) 競争評価の妥当性に係る検討

全体としては、(1) b に示した競争圧力の要件が満たされていないことを主な理由として、現時点での経過措置料金規制の解除が不適当とされた。しかし、電力・ガス取引監視等委員会における議論においても、現状を踏まえると近い将来に基準を達成できそうにないといった指摘もなされており⁸、解除基準やその評価が適当であるかについて、改めて検討が必要と考えられる。

競争圧力の状況を議論するにあたっては、経過措置料金の存在による弊害について検討が必要である。当初は、料金規制により市場の激変緩和を図り、また、電力調達の公平を期すことで、新たな事業者の参入を促すことが想定されていた。ところが、2で述べたように、安く据え置かれた経過措置料金は大きな競争力を持つ価格となり、競争の歪みを生じさせ、新電力の参入あるいはシェア拡大の障壁となっている。

このような、経過措置料金規制それ自体が競争に与える影響を適切に評価し、競争圧力に関する「シェア5%以上」「2者以上」といった指標についても柔軟に見直しを行っていくことが求められる⁹。

また、解除の適否については区域ごとに解除を判断することとなっているが、区域ごとの競争環境の違いにも留意する必要がある。「規制料金の存在が競争状況の違いを生んでいる一因となっている場合、規制が撤廃された地域では、規制がなくなること競争がさらに進展する可能性がある一方で、規制が残された地域では、規制の弊害から依然として競争

が進展しない可能性がある。この結果、競争状況の差が拡大する恐れがある」といった指摘もなされており¹⁰、特定の地域を先行解除することが適切であるのか、仮に先行解除する場合にも、解除のタイミング等について、慎重な判断が必要であると考えられる。

また、競争的環境の持続性に関する要件については、前述のとおり、主に内外無差別な卸売の取組状況について評価が行われているが、内外無差別な卸売を経過措置料金規制の下で進める場合に生じ得る、競争環境の歪みについての指摘もなされている^{11 12}。

内外無差別の卸取引の促進により、新電力は相対取引のほか、入札により電源調達を行う場面も発生する。先に述べたように、経過措置料金を基準とした料金メニューを提供する新電力が多く存在しているところ、その場合、入札を通じた調達価格は、需要家への販売価格を上回るケースも発生しかねず、このとき事業者は逆ザヤでの供給を行うこととなる。そうした状況が生じ得る以上、経過措置料金規制の下で内外無差別な卸売の取組を推進することは適切でなく、よって、その取組状況を経過措置料金規制解除の基準とすることは望ましくないと考えられる。

4. 規制解除後の需要家保護について

経過措置料金規制の解除後においては、料金規制とともに、旧一電への供給義務も撤廃されることとなり、需要家保護のための制度的担保が必要となる。そこで、規制解除後における需要家保護策について、簡単に検討を行う。

(1) 料金抑制および市場監視

経過措置料金規制の解除後において、小売電気事業者による料金設定は市場メカニズムに委ねられることとなるが、一部の事業者が市場支配的地位を濫用し、不当に高額な料金設定を行う可能性について、自由化当初に持たれた懸念が完全に払しょくされたとは言い難い。そこで、公正取引委員会や電力・ガス取引監視等委員会による市場監視の強化を図り、そのような事態が生じた場合に、迅速な是正措置が図られる必要がある。

また、旧一電が市場支配的地位を用いて恣意的に価格を引き上げるような行為に対しては、独占禁止法の優越的地位の濫用規定に基づく介入等により、

対応がなされるべきである¹³。

(2) 最終保障供給

電気が国民生活に必要な不可欠な財であることに鑑み、どの小売電気事業者とも供給契約の合意に至らなかった場合、あるいは小売電気事業者の破綻・撤退等により供給先を失った場合におけるセーフティネットを設ける必要がある。現在、低圧分野においては、料金規制とともに旧一電に課せられた供給義務がその役割を果たしているが、経過措置料金規制の解除後においては、各地域の一般送配電事業者が最終保障供給を行うこととされている（電気事業法17条3項、同20条）。経過措置期間が終了した際、一般送配電事業者は家庭用需要家向けの最終保障供給約款についても届出を行い、供給を実施することとなるが、特にその料金水準について問題になり得るとの指摘がなされている¹⁴。

現在の経過措置料金に係る特定小売供給約款は、「料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること」等を要件として認可が行われているが（平成26年改正電気事業法附則18条2項）、他方、最終保障供給約款には、そのような厳密な原価主義が要求されておらず、現在届出されている高圧・特別高圧向け供給においては、一般的な料金プランよりも約2割高の料金が設定されている。この割高な料金設定も相まって、燃料価格高騰時には、高圧・特別高圧の需要家において「電力難民」が発生する等、制度上の課題も生じている。家庭用の需要家については、消費者保護の観点からより丁寧な制度設計が求められるため、料金水準等については慎重な議論が必要である¹⁵。

なお、経済産業大臣は、最終保障供給約款が「社会的経済的事情に照らして著しく不適切であり、最終保障供給約款により電気の供給を受ける者の利益を著しく阻害するおそれがあるもの」である場合には、最終保障供給約款の変更を命ずることができる（電気事業法20条3項4号）。当該文言をどのように解釈し、運用していくかが課題であると思われる。

5. おわりに

本稿では、経過措置料金に係る議論状況を整理し、競争評価の妥当性や規制解除後の需要家保護策について若干の検討を行った。

経過措置料金規制の解除は、市場の競争促進に寄与することから、早期に実施されることが望まれる。一方で、需要家の負担増加や一時的な市場の混乱等を招くリスクもあり、適切な規制と監視の下で慎重に行われる必要がある。また、規制を今後も存続させる場合には、顕在化している規制の弊害を踏まえた制度の見直しを早急に実施することが求められる。

さらに、規制解除の議論と並行して、解除後における需要家保護の在り方について検討が必要となる。ところ、事後規制の強化や最終保障供給の制度設計について、更なる検討が必要と思われる。

本稿で述べたような問題については、経済産業省資源エネルギー庁が実施する電力システム改革検証においても、継続した議論が行われている。適切な競争環境の確保と需要家保護を両輪で進めていくための今後の議論の状況を引き続き注視していきたい。

(2025年2月28日脱稿)

【注】

¹ 資源エネルギー庁 電力・ガス基本政策小委員会（第82回）資料3「電力小売全面自由化の進捗状況について」（2024年10月29日）2頁。

² 資源エネルギー庁 制度設計専門会合（第98回）資料10「経過措置料金の指定解除に係る競争状況の確認について」（2024年6月25日）。

³ 佐藤佳邦『電力自由化と法—競争と多様な政策の実現—』（信山社、2024年）238頁。諸外国の自由化の経験からも、移行期の規制料金（政治的に安く据え置かれ、場合によっては原価割れの例もある）の存在そのものが競争の進展を妨げるおそれが見られる。

てきた。

⁴ 村田千春「でんき論壇 経過措置料金のあり方を考える 燃調上限撤廃 卸と整合を」電気新聞（2024年9月30日）5面。

⁵ 資源エネルギー庁 電力・ガス基本政策小委員会「電気料金の経過措置に関する報告書」（2019年4月26日）5-7頁。3（1）a～cの事項その他の事情を「総合して判断」し、需要家の利益保護の必要性を判断することとされている。

⁶ 資源エネルギー庁 電力・ガス基本政策小委員会（第17回）資料5-1「電気料金の経過措置に関する報告書（ポイント）」（2019年4月26日）2頁。

⁷ 資源エネルギー庁・前掲注（2）8-11頁。

⁸ 電力・ガス取引監視等委員会 制度設計専門会合（第86回）「議事録」〔末岡委員発言〕（2023年6月27日）23頁。

⁹ 資源エネルギー庁・前掲注（2）6-7頁。

¹⁰ 後藤久典「電力小売全面自由化後の規制料金の撤廃判断のあり方—海外事例調査およびわが国市場環境をふまえた検討—」電力中央研究所Webサイト（2016年5月）、<https://criepi.denken.or.jp/hokokusho/pb/reportDetail?reportNoUkCode=Y15019>（最終閲覧日：2025年2月18日）。

¹¹ 戸田直樹「でんき論壇 古いモデル 深追いに疑問」電気新聞（2025年1月20日）5面。

¹² 市村拓斗「でんき論壇 内外無差別を前提とした制度設計の方向性」電気新聞（2024年8月19日）5面。

¹³ 公正取引委員会「独占禁止法に関する相談事例集（平成25年度）」（2014年6月）28-30頁、https://www.jftc.go.jp/dk/soudanjirei/h26/h25nendomokuji/index_files/h25soudanjireihontai.pdf（最終閲覧日：2025年2月19日）。

¹⁴ 佐藤・前掲注（3）239頁。

¹⁵ 資源エネルギー庁 電力・ガス基本政策小委員会（第71回）「議事録」〔松村委員発言〕（2024年3月13日）44頁。

研究班の動き

(1・2・3・4・5・6月)

原子力損害賠償制度に係る法的論点検討班

1月16日の第8回研究会では、米村研究委員から「慰謝料額の増額事由と中間指針第五次追補の考え方」というテーマでご報告いただいた。2022年12月に原子力損害賠償紛争審査会により策定・公表された第五次追補における慰謝料額の増額事由について、記載内容を概観した上で、各論的課題に係る議論の状況等について解説をいただいた。その後、日常生活阻害慰謝料に関する実務上の取り扱いや、個別事情による認定と画一的判断の在り方等について議論した。

4月15日の2025-26年度第1回研究会では、ゲストスピーカーとして文部科学省の馬場大輔様から「国家戦略を踏まえた最近の取組と国内外の動向」というテーマでご報告いただいた。核融合をめぐる日本政府の国家戦略の全体を解説いただいた上で、昨今の研究開発の全体像、国家戦略を踏まえた最近の取組状況及び早期実現に向けた展望についてご説明いただいた。その後、核融合におけるシビアアクシデントと損害賠償の関係や、各国における研究開発状況等について議論した。

エネルギーに関する国際動向の法的論点検討班

2月28日の第9回研究会では、斎藤研究委員から「高レベル放射性廃棄物処分の安全性確保―関連動向をふまえて」というテーマでご報告いただいた。高レベル放射性廃棄物処分におけるセキュリティについて、国内外での高レベル放射性廃棄物の最終処分に係る経緯及び動向を概観した上で、これまでの議論におけるセキュリティの側面について解説いただいた。その後、セキュリティ面での原子炉と放射性廃棄物又は使用済核燃料との差の有無等について議論した。

6月13日の2025-26年度第1回研究会では、伊藤研究委員から「EUバッテリー規則をめぐる国際法上の諸問題」というテーマでご報告いただいた。EUのバッテリー規則（2023年8月より施行）やエコデザイン規制（2024年7月より施行）の概要を解説いただい

た上で、一般国際法上の国家管轄権論との関係や、国際通商法の観点からご説明いただいた。その後、域外適用の合理性・妥当性やWTO協定との整合性などの諸課題について議論した。

公益事業法制検討班

2月27日の第7回研究会では、友岡研究委員から「公営電気事業をめぐる法適用関係と諸課題」というテーマでご報告いただいた。公営電気事業について、地方公営企業法の適用関係を概観した上で、公営電気事業固有の具体的な課題及び日本における電気事業の構造的変化に伴って公営電気事業が直面する法的諸課題を解説いただいた。その後、地方公営企業法の適用と会計整理の関係性、公営電気事業における売電方法等について議論した。

3月3日の第8回研究会では、安念研究委員から「TikTok禁止法とその周辺」というテーマでご報告いただいた。米国におけるTikTok禁止法による規制について、同規制に係る一連の経緯を概観した上で、同禁止法による保護法益及びTikTokに対して抱かれる懸念等を解説いただいた。その後、TikTok禁止法制定の目的、同禁止法の競争政策としての側面等について議論した。

エネルギー事業に係る規制・競争政策検討班

6月30日の第1回研究会では、舟田主査から「ドイツの濫用規制---フェイスブック事件再考」というテーマでご報告いただいた。ドイツ・フェイスブック事件の連邦通常裁判所決定を概観した上で、ドイツ競争法における濫用規制についてGWB第10次改正等、近時の動向を踏まえて解説いただいた。その後、損害や因果関係の考え方等、プラットフォームにおける競争法上の新たな課題について議論した。

再生可能エネルギー主力電源化に向けた法的論点検討班

1月21日の第7回研究会では、斎藤研究委員から「再エネ促進と規制に関する自治体の法政策―宮城

県『地域共生促進税』を中心に」というテーマでご報告いただいた。宮城県における地域共生促進税を題材として、開発利益の還元、規制と促進の関係性という問題意識の下、法政策の動向についてご解説いただいた。その後、再エネと地域との共生に対しては普通税と目的税のいずれが望ましいのか、促進税の導入が認められた宮城県と導入が未だ認められていない他の自治体との違いはどのような点であるか等を議論した。

3月11日の第8回研究会では、中谷研究委員から「太陽光発電の民法上の課題—太陽光モジュールの所有権の帰趨—」というテーマでご報告いただいた。太陽光モジュールの所有権について、日本およびドイツにおける判決を概観した上で、太陽光モジュールの土地への付合に係る解釈をそれぞれ解説いただ

いた。その後、設備の設置状況・態様による付合の当否等について議論した。

原子力の安全性を巡る法的問題検討班

1月23日の第7回研究会では、寺田研究委員から「原子力規制委員会の現状に関する研究」というテーマでご報告いただいた。原子力規制委員会の現状について、設立当時の経緯およびIAEA等の国際機関からの評価を概観しながら、今後の課題としてリスクベース規制導入の具体化、被規制者及び国民との対話の強化等に触れながら解説をいただいた。その後、規制委員会によるリスク管理の課題、規制者と被規制者との関係性及び安全性審査におけるリスク受容の在り方等について議論した。

研究報告書の公開

以下のとおり研究報告書を当研究所ホームページに公開しましたので、お知らせいたします。

- ・ JELI R-No.160 「エネルギー安全保障に関する国際問題の諸相—2019～2020年度エネルギー安全保障に関する国際問題検討班研究報告書 先行公開版—」

(6月3日掲載)

- ・ JELI R-No.161 「再生可能エネルギー主力電源化に向けた法的論点の検討—2020～2022年度再生可能エネルギー主力電源化に向けた法的論点検討班報告書 先行公開版—」

(6月4日掲載)

所員の異動

所員の異動がありましたので、お知らせいたします。

(事務部長)

(転出)

細田 義朗 (6月30日付)

(就任)

清水 孝司 (7月1日付)

(事務課長)

(就任)

吉成 智則 (7月1日付)

(研究員)

(転出)

加藤 衣織 東北電力株式会社
(2月28日付)

(転出)

尾崎 信之介 四国電力株式会社
(3月1日付)

(転入)

大野 恭照 四国電力株式会社
(5月1日付)

(転入)

石垣 沙良 (6月4日付)

(転入)

江原 碧人 (6月4日付)

新着図書案内

(1・2・3・4・5・6月)

書 名	著 者	出 版 社
2024 年 原子力規制関係法令集	原子力規制関係法令研究会	大成出版社
国際条約集 2025 年版	植木 俊哉、中谷 和弘	有斐閣
六法全書 令和 7 年版	荒木 尚志、森田 宏樹	有斐閣
電気事業便覧 2024 年版	経済産業省資源エネルギー庁	経済産業統計協会
放射性廃棄物の工学 (第 2 版)	長崎 晋也、中山 真一	オーム社

日本エネルギー法研究所季報

2025.7.1 Vol.288

編集発行 日本エネルギー法研究所 季報編集委員会
〒141-0031 東京都品川区西五反田七丁目 9 番 2 号
KDX五反田ビル 8 F
電 話 03-6420-0902 (代)
U R L <http://www.jeli.gr.jp/>
e-mail contact-jeli@jeli.gr.jp
印 刷 株式会社 吉田コンピュータサービス

本書の内容を他誌等に掲載する場合には、日本エネルギー法研究所にご連絡ください。